各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(中国産えだまめのジフルベンズロン、ねぎのチアメトキサム及びまつたけのアセトクロール並びに食品のジクロルボス及びナレド並びにベトナム産PUK WHAN (アマメシバ)のピリダベン)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和2年9月18日付け薬生食輸発0918第3号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、地方自治体が実施した収去検査の結果、中国産冷凍えだまめにおいて、残留農薬の基準に違反した事例があったことから、中国産えだまめに対する残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げることとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

また、ベトナム産PUK WHAN (アマメシバ) の輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、ベトナム産PUK WHAN (アマメシバ) のピリダベンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加することとした。

さらに、過去1年間の検査実績を踏まえ、中国産ねぎのチアメトキサムについてモニタリング通知の別表第3から削除することとし、これまでの検査実績を踏まえ中国産まつたけのアセトクロールついてモニタリング通知の別表第2から削除することとし、中国産食品のジクロルボス及びナレドについてモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、
				輸出者及び包装者
令和2年	中国	えだまめ及びその	残留農薬(ジフル	
9月29日		加工品(簡易な加	ベンズロン)	
		工に限る。)		

ベトナム	PUK WHAN (アマメ	残留農薬(ピリダ	VJ TRADING SERVICES. CO.,
	シバ)及びその加	ベン)	LTD
	工品(簡易な加工		
	に限る。)		